

別記

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号。以下「個人情報保護条例」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 収集の制限

乙は、この協定による管理業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、収集する個人情報の範囲をその目的を達成するために必要な最小限の範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

3 適正な維持管理の義務

乙は、この協定による管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な処置をとらなければならない。

4 目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、この協定による管理業務を行うため、収集、作成、加工をした個人情報又は甲から引き渡された個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなしに、収集等をしたときの目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 複写の禁止

乙は、この協定による管理業務を行うに当たり、甲から提供された個人情報が記載された資料等を甲の承諾なしに複写してはならない。

6 本人からの個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出に応じる義務

乙は、文化会館の利用者本人からその本人の個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出があったときは、個人情報保護条例の規定に準じて、これに応じるよう努めなければならない。

7 個人情報取扱事務の登録及び公表の義務

乙は、この協定による管理業務を行うに当たり、個人情報取扱事務について、個人情報保護条例第7条の規定に準じて、登録簿に登録し、これを公表しなければならない。

8 指定期間終了後の返還又は廃棄の義務

乙は、この協定による管理業務を行うため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間終了後直ちに甲に返還し、又は甲の指示により廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

9 業務管理に係る本市の調査に応じる義務

甲は、必要があると認めるときは、この協定による管理業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、実地調査をすることができ、乙は、これに応じなければならない。

10 事故報告の義務

乙は、この協定による管理業務を行うに当たり個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

11 再委託の禁止又は制限

乙は、この協定による管理業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。この場合において、乙は、第三者に再委託するときは、第三者が管理業務を行うに当たり、収集し、管理する個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例その他関係法令を遵守するよう必要な処置をとらなければならない。